

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	八尾市 固定資産税の賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、固定資産税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八尾市長

公表日

令和3年12月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	固定資産税の賦課事務								
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び都市計画税に関する事務。 ・固定資産税等の賦課に関する事務。 ・納税義務者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 ・名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳の検索及び印刷。 ・証明(評価証明書、公課証明書等)発行事務。								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	固定資産税システム								
②システムの機能	1 課税管理機能 ・課税対象物件(土地・家屋・償却)の評価・課税情報を更新する。 2 賦課管理機能 ・課税情報より課税対象者への賦課処理を行う。 3 帳票発行機能 ・納税通知書及び課税対象物件に係る証明書を発行する。 4 連携機能 ・賦課情報を他業務に連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[] その他 ()								
システム2									
①システムの名称	審査システム(eLTAX)								
②システムの機能	納税義務者、国税庁と固定資産税(償却資産)の賦課に必要なデータの受信をeLTAXを通じて行う。 1 電子申告機能 ・償却資産申告書データを受信し管理する機能。 2 国税連携機能 ・国税庁から送られてくる所得税確定申告書データ等を管理する機能。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))								

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバー(=宛名システム等)
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>4 情報提供機能 ・各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>5 情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、庁内の業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム(=庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1 各業務システムからのデータ受取・配分機能 ・情報移転元システムで作成した他業務システム用データをあらかじめデータごとに設定してある情報移転先に従い移転先システムの専用エリアに書き込む機能。</p> <p>2 宛名情報の連携機能 ・既存住基システムから宛名異動データを取得し、各業務システム側からの要求に応じ要求元システムに渡す機能。 ※宛名異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で宛名異動データを渡す。</p> <p>3 セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。</p> <p>4 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (庁内の業務システム)</p>

システム5									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
3. 特定個人情報ファイル名									
固定資産税課税ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定								
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の27の項								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	財政部 資産税課								
②所属長の役職名	課長								
7. 他の評価実施機関									
—									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税(土地・家屋・償却資産)の納税義務者
その必要性	公正・公平な課税を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○その他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため ○4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等): 納税義務者に課税物件及び通知書送付先の確認等を行うため ○地方税関係情報: 課税要件の確認を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務局、国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務を行うため。								
④使用の主体	使用部署	財政部 資産税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	賦課決定に関する事務 ・調査及び申告書等の情報から、固定資産税・都市計画税額を算出し、賦課決定を行う。 ・固定資産税・都市計画税額を納税者義務者に通知する。 ・納税義務者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。								
	情報の突合	納税義務者の確認(納税義務者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税義務者関係情報の突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (2) 件 <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	審査システム(eLTAX) サービス提供業務								
①委託内容	一般社団法人地方税共同機構が運営・管理するポータルシステム(eLTAX)と連携し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、本市に設置する端末と認定委託先事業者が運営するサーバーとを接続して行われる、電子申告等システム及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 インテック								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

提供先3	市区町村
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税法に関する事務
③提供する情報	固定資産税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	580回(平成30年度)
移転先1	納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税法に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先2	健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	実績なし(平成30年度)

移転先3	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	126回(平成30年度)
移転先4	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	117回(平成30年度)
移転先5	住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	八尾市空き家等の適正管理に関する条例に基づく事務
③移転する情報	固定資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者のうち上記事務対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	59回(平成30年度)

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

セキュリティゲートにて入退室管理(サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○土地課税情報

1.役所コード、2.合併前地区区分、3.課税年度、4.物件番号、5.履歴番号、6.履歴区分、7.更正区分、8.登録年月日、9.更新年月日、10.更新時間、11.取消年月日、12.仮更新、13.職員番号、14.賦課使用区分、15.概調使用区分、16.登記番号、17.登記履歴番号、18.名寄コード地区、19.名寄コード税目、20.名寄コード本番、21.所有者コード、22.画地番号本番、23.画地番号枝番、24.画地番号小枝番、25.区分所有親本番、26.区分所有親枝番、27.区分所有親小枝番、28.表示順位、29.ソートNO、30.代表区分、31.宛名個法区分、32.免税点区分、33.亡区分、34.元物件番号、35.元物件履歴番号、36.先物件番号、37.先物件履歴番号、38.課税地目、39.現況地目、40.比準地目、41.異動前地目、42.合併前地目、43.宅地比準区分、44.課税地積、45.現況地積、46.市街化区域名、47.市街化区分、48.農地区分、49.進行率開始年、50.進行率、51.生産緑地指定区分、52.生産緑地開始年月日、53.生産緑地終了年月日、54.農地転用農地法1、55.農地転用許可年月日1、56.農地転用事由1、57.農地転用地積1、58.農地転用一時転用年月日1、59.農地転用一時転用期間1、60.農地転用農地法2、61.農地転用許可年月日2、62.農地転用事由2、63.農地転用地積2、64.農地転用一時転用年月日2、65.農地転用一時転用期間2、66.異動事由1、67.異動事由2、68.更正事由1、69.更正事由2、70.更正事由漢字1、71.更正事由漢字2、72.更正事由編集フラグ、73.決定通知、74.共有者数、75.非住宅按分個法区分、76.非住宅按分持分分子、77.非住宅按分持分分母、78.小規模地積、79.一般地積、80.非住宅個人地積、81.非住宅法人地積、82.住宅地積、83.非住宅地積、84.当年度評価額単価、85.当年度決定評価額、86.前年度決定評価額、87.前々年度決定評価額、88.前基準年度決定評価額、89.当年度時点修正率、90.小規模決定評価額、91.一般決定評価額、92.非住宅個人決定評価額、93.非住宅法人決定評価額、94.評価下落率、95.小規模評価下落率、96.一般評価下落率、97.非住宅個人評価下落率、98.非住宅法人評価下落率、99.前基準年固定課税標準額、100.前基準年都計課税標準額、101.前年度固定課税標準額、102.前年度都計課税標準額、103.本則固定課税標準額、104.本則都計課税標準額、105.当年度固定課税標準額、106.当年度都計課税標準額、107.前年度固定減額課税標準額、108.前年度都計減額課税標準額、109.当年度固定減額課税標準額、110.当年度都計減額課税標準額、111.固定算出税相当額、112.都計算出税相当額、113.固定控除相当額、114.都計控除相当額、115.固定税相当額、116.都計税相当額、117.汎用区分301、118.汎用区分302、119.汎用区分303、120.汎用区分304、121.汎用区分305、122.汎用区分306、123.汎用区分307、124.汎用区分308、125.汎用区分309、126.汎用区分310、127.汎用距離301、128.汎用距離302、129.汎用距離303、130.汎用距離304、131.汎用距離305、132.汎用距離306、133.汎用距離307、134.汎用距離308、135.汎用距離309、136.汎用距離310、137.汎用面積301、138.汎用面積302、139.汎用面積303、140.汎用面積304、141.汎用面積305、142.汎用面積306、143.汎用面積307、144.汎用面積308、145.汎用面積309、146.汎用面積310、147.標準非課税コード、148.標準都計課税コード、149.標準市街化区分コード、150.標準軽減区分、151.標準軽減コード1、152.標準軽減コード2、153.標準地目コード賦課、154.標準地目コード概要、155.課税強制区分、156.強制固定小規模課税、157.強制固定一般課税、158.強制固定非住宅個人課税、159.強制固定非住宅法人課税、160.強制都計小規模課税、161.強制都計一般課税、162.強制都計非住宅個人課税、163.強制都計非住宅法人課税、164.汎用日付301、165.汎用日付302、166.汎用日付303、167.汎用日付304、168.汎用日付305、169.汎用テキスト301、170.汎用テキスト302、171.仮計算、172.開始マーク、173.終了マーク、174.グループNO

○家屋課税情報

1.役所コード、2.合併前地区区分、3.課税年度、4.物件番号、5.履歴番号、6.履歴区分、7.更正区分、8.登録年月日、9.更新年月日、10.更新時間、11.取消年月日、12.仮更新、13.職員番号、14.賦課使用区分、15.概調使用区分、16.登記番号、17.登記履歴番号、18.名寄コード地区、19.名寄コード税目、20.名寄コード本番、21.所有者コード、22.画地番号本番、23.画地番号枝番、24.画地番号小枝番、25.区分所有親本番、26.区分所有親枝番、27.区分所有親小枝番、28.区分所有子番号、29.表示順位、30.家屋データ区分、31.区分所有区分、32.登記区分、33.高床区分、34.ソートNO、35.代表区分、36.宛名個法区分、37.免税点区分、38.亡区分、39.市街化区域名、40.市街化区分、41.木非区分、42.決定通知コード、43.主附区分、44.簡易附属屋区分、45.附属建物番号本番、46.附属建物番号枝番、47.建築年月日、48.建築年月日不詳、49.建築事由、50.取得年月日、51.取得年月日不詳、52.新增改区分、53.滅失年月日、54.滅失年月日不詳、55.滅失事由、56.滅失区分、57.調査年月日、58.調査番号、59.課税用途1、60.課税用途1面積不使用、61.課税用途1面積、62.課税種類1、63.課税種類1面積不使用、64.課税種類1面積、65.課税構造1、66.課税構造1面積不使用、67.課税構造1面積、68.課税屋根1、69.課税用途2、70.課税用途2面積不使用、71.課税用途2面積、72.課税種類2、73.課税種類2面積不使用、74.課税種類2面積、75.課税構造2、76.課税構造2面積不使用、77.課税構造2面積、78.課税屋根2、79.課税用途3、80.課税用途3面積不使用、81.課税用途3面積、82.課税種類3、83.課税種類3面積不使用、84.課税種類3面積、85.課税構造3、86.課税構造3面積不使用、87.課税構造3面積、88.課税屋根3、89.課税用途4、90.課税用途4面積不使用、91.課税用途4面積、92.課税種類4、93.課税種類4面積不使用、94.課税種類4面積、95.課税構造4、96.課税構造4面積不使用、97.課税構造4面積、98.課税屋根4、99.課税用途5、100.課税用途5面積不使用、101.課税用途5面積、102.課税種類5、103.課税種類5面積不使用、104.課税種類5面積、105.課税構造5、106.課税構造5面積不使用、107.課税構造5面積、108.課税屋根5、109.主たる用途以外、110.住宅割合、111.貸家区分、112.ツーバイフォー、113.プレハブ、114.都道府県評価区分、115.共有者数、116.世帯数、117.課税床面積1階、118.課税床面積1階以外、119.課税床面積合計、120.現況床面積1階、121.現況床面積1階以外、122.現況床面積合計、123.滅失床面積1階、124.滅失床面積1階以外、125.滅失床面積合計、126.現況階層地上、127.現況階層地下、128.決定評価額、129.固定課税標準額、130.都計課税標準額、131.固定算出税相当額、132.都計算出税相当額、133.固定控除相当額、134.都計控除相当額、135.固定差引税相当額、136.都計差引税相当額、137.住宅部分面積、138.住宅部分以外面積、139.住宅部分評価額、140.住宅部分以外評価額、141.異動事由1、142.異動事由2、143.更正事由1、144.更正事由2、145.更正事由漢字1、146.更正事由漢字2、147.更正事由編集フラグ、148.決定通知、149.汎用区分301、150.汎用区分302、151.汎用区分303、152.汎用区分304、153.汎用区分305、154.汎用区

分306、155.汎用区分307、156.汎用区分308、157.汎用区分309、158.汎用区分310、159.汎用面積301、160.汎用面積302、161.汎用面積303、162.汎用面積304、163.汎用面積305、164.汎用面積306、165.汎用面積307、166.汎用面積308、167.汎用面積309、168.汎用面積310、169.汎用日付301、170.汎用日付302、171.汎用日付303、172.汎用日付304、173.汎用日付305、174.汎用日付306、175.汎用日付307、176.汎用日付308、177.汎用日付309、178.汎用日付310、179.標準非課税コード、180.標準都計課税コード、181.標準市街化区分コード、182.標準軽減区分、183.標準軽減コード1、184.標準軽減コード2、185.標準種類コード賦課、186.標準種類コード概要、187.標準構造コード賦課、188.標準構造コード概要、189.標準木非コード、190.標準増改コード、191.標準減失コード、192.現況種類漢字、193.汎用テキスト301、194.汎用テキスト302、195.汎用テキスト303、196.汎用テキスト304、197.汎用テキスト305、198.汎用テキスト306、199.汎用テキスト307、200.汎用テキスト308、201.汎用テキスト309、202.汎用テキスト310、203.汎用漢字301

○償却課税情報

1.役所コード、2.合併前地区区分、3.課税年度、4.名寄コード地区、5.名寄コード税目、6.名寄コード本番、7.所有者コード、8.履歴番号、9.履歴区分、10.更正区分、11.登録年月日、12.更新年月日、13.更新時間、14.取消年月日、15.仮更新、16.職員番号、17.更正決定事由1、18.更正決定事由2、19.申告有無、20.明細有無、21.サマリ有無、22.配分有無、23.評価区分、24.課税方法、25.汎用フラグ501、26.汎用フラグ502、27.汎用フラグ503、28.汎用フラグ504、29.汎用フラグ505、30.ソートNO、31.宛名個法区分、32.免税区分、33.申告区分、34.取得価格前年前取得1種、35.取得価格前年前取得2種、36.取得価格前年前取得3種、37.取得価格前年前取得4種、38.取得価格前年前取得5種、39.取得価格前年前取得6種、40.取得価格前年前取得合計、41.取得価格前年中減少1種、42.取得価格前年中減少2種、43.取得価格前年中減少3種、44.取得価格前年中減少4種、45.取得価格前年中減少5種、46.取得価格前年中減少6種、47.取得価格前年中減少合計、48.取得価格前年中取得1種、49.取得価格前年中取得2種、50.取得価格前年中取得3種、51.取得価格前年中取得4種、52.取得価格前年中取得5種、53.取得価格前年中取得6種、54.取得価格前年中取得合計、55.取得価格合計1種、56.取得価格合計2種、57.取得価格合計3種、58.取得価格合計4種、59.取得価格合計5種、60.取得価格合計6種、61.取得価格合計合計、62.賦課期日帳簿価額1種、63.賦課期日帳簿価額2種、64.賦課期日帳簿価額3種、65.賦課期日帳簿価額4種、66.賦課期日帳簿価額5種、67.賦課期日帳簿価額6種、68.賦課期日帳簿価額合計、69.前年前取得評価額1種、70.前年前取得評価額2種、71.前年前取得評価額3種、72.前年前取得評価額4種、73.前年前取得評価額5種、74.前年前取得評価額6種、75.前年前取得評価額合計、76.前年中取得評価額1種、77.前年中取得評価額2種、78.前年中取得評価額3種、79.前年中取得評価額4種、80.前年中取得評価額5種、81.前年中取得評価額6種、82.前年中取得評価額合計、83.評価額合計1種、84.評価額合計2種、85.評価額合計3種、86.評価額合計4種、87.評価額合計5種、88.評価額合計6種、89.評価額合計合計、90.補正控除額1種、91.補正控除額2種、92.補正控除額3種、93.補正控除額4種、94.補正控除額5種、95.補正控除額6種、96.補正控除額合計、97.決定価格1種、98.決定価格2種、99.決定価格3種、100.決定価格4種、101.決定価格5種、102.決定価格6種、103.決定価格首長決定分、104.決定価格知事決定分、105.決定価格大臣決定分、106.決定価格合計、107.特例1コード、108.特例1軽減額1種、109.特例1軽減額2種、110.特例1軽減額3種、111.特例1軽減額4種、112.特例1軽減額5種、113.特例1軽減額6種、114.特例1軽減額合計、115.特例2コード、116.特例2軽減額1種、117.特例2軽減額2種、118.特例2軽減額3種、119.特例2軽減額4種、120.特例2軽減額5種、121.特例2軽減額6種、122.特例2軽減額合計、123.特例3コード、124.特例3軽減額1種、125.特例3軽減額2種、126.特例3軽減額3種、127.特例3軽減額4種、128.特例3軽減額5種、129.特例3軽減額6種、130.特例3軽減額合計、131.特例4コード、132.特例4軽減額1種、133.特例4軽減額2種、134.特例4軽減額3種、135.特例4軽減額4種、136.特例4軽減額5種、137.特例4軽減額6種、138.特例4軽減額合計、139.特例5コード、140.特例5軽減額1種、141.特例5軽減額2種、142.特例5軽減額3種、143.特例5軽減額4種、144.特例5軽減額5種、145.特例5軽減額6種、146.特例5軽減額合計、147.特例6コード、148.特例6軽減額1種、149.特例6軽減額2種、150.特例6軽減額3種、151.特例6軽減額4種、152.特例6軽減額5種、153.特例6軽減額6種、154.特例6軽減額合計、155.特例7コード、156.特例7軽減額1種、157.特例7軽減額2種、158.特例7軽減額3種、159.特例7軽減額4種、160.特例7軽減額5種、161.特例7軽減額6種、162.特例7軽減額合計、163.特例8コード、164.特例8軽減額1種、165.特例8軽減額2種、166.特例8軽減額3種、167.特例8軽減額4種、168.特例8軽減額5種、169.特例8軽減額6種、170.特例8軽減額合計、171.特例9コード、172.特例9軽減額1種、173.特例9軽減額2種、174.特例9軽減額3種、175.特例9軽減額4種、176.特例9軽減額5種、177.特例9軽減額6種、178.特例9軽減額合計、179.特例10コード、180.特例10軽減額1種、181.特例10軽減額2種、182.特例10軽減額3種、183.特例10軽減額4種、184.特例10軽減額5種、185.特例10軽減額6種、186.特例10軽減額合計、187.特例11コード、188.特例11軽減額1種、189.特例11軽減額2種、190.特例11軽減額3種、191.特例11軽減額4種、192.特例11軽減額5種、193.特例11軽減額6種、194.特例11軽減額合計、195.特例12コード、196.特例12軽減額1種、197.特例12軽減額2種、198.特例12軽減額3種、199.特例12軽減額4種、200.特例12軽減額5種、201.特例12軽減額6種、202.特例12軽減額合計、203.特例合計軽減額1種、204.特例合計軽減額2種、205.特例合計軽減額3種、206.特例合計軽減額4種、207.特例合計軽減額5種、208.特例合計軽減額6種、209.特例合計軽減額首長決定分、210.特例合計軽減額知事決定分、211.特例合計軽減額大臣決定分、212.特例合計軽減額合計、213.期末簿価調整額、214.課税標準額1種、215.課税標準額2種、216.課税標準額3種、217.課税標準額4種、218.課税標準額5種、219.課税標準額6種、220.課税標準額首長決定分、221.課税標準額知事決定分、222.課税標準額大臣決定分、223.課税標準額合計、224.前年度帳簿価額1種、225.前年度帳簿価額2種、226.前年度帳簿価額3種、227.前年度帳簿価額4種、228.前年度帳簿価額5種、229.前年度帳簿価額6種、230.前年度帳簿価額合計、231.前年度評価額1種、232.前年度評価額2種、233.前年度評価額3種、234.前年度評価額4種、235.前年度評価額5種、236.前年度評価額6種、237.前年度評価額合計、238.減免課税標準額1種、239.減免課税標準額2種、240.減免課税標準額3種、241.減免課税標準額4種、242.減免課税標準額5種、243.減免課税標準額6種、244.減免課税標準額合計、245.減免税額1種、246.減免税額2種、247.減免税額3種、248.減免税額4種、249.減免税額5種、250.減免税額6種、251.減免税額合計、252.算出税額、253.想定年税額、254.特例該当明細数1種、255.特例該当明細数2種、256.特例該当明細数3種、257.特例該当明細数4種、258.特例該当明細数5種、259.特例該当明細数6種、260.特例該当明細数合計、261.特例該当合計件数1種、262.特例該当合計件数2種、263.特例該当合計件数3種、264.特例該当合計件数4種、265.特例該当合計件数5種、266.特例該当合計件数6種、267.特例該当合計件数合計、268.補正控除件数1種、269.補正控除件数2種、270.補正控除件数3種、271.補正控除件数4種、272.補正控除件数5種、273.補正控除件数6種、274.補正控除件数合計、275.総件数1種、276.総件数2種、277.総件数3種、278.総件数4種、279.総件数5種、280.総件数6種、281.総件数合計

○共有課税対象者情報

1.役所コード、2.合併前地区区分、3.課税年度、4.共有親キ一、5.共有子キ一、6.履歴番号、7.履歴区分、8.更正区分、9.登録年月日、10.更新年月日、11.更新時間、12.取消年月日、13.仮更新、14.職員番号、15.データ区分、16.資産区分、17.共有親コード、18.共有子コード、19.共有者数、20.位置、21.代表区分、22.持分不明、23.共有者不明、24.郵送区分、25.分割区分、26.持分分子、27.持分分母、28.固定按分分子、29.固定按分分母、30.都計按分分子、31.都計按分分母、32.部屋番号、33.汎用区分101、34.汎用区分102、35.汎用区分103、36.汎用区分104、37.汎用区分105、38.汎用日付101、39.汎用日付102、40.汎用日付103、41.汎用日付104、42.汎用日付105、43.汎用補正率101、44.汎用補正率102、45.汎用補正率103、46.汎用補正率104、47.汎用補正率105

○賦課情報

1.役所コード、2.合併前地区区分、3.課税年度、4.データ種別、5.名寄コード地区、6.名寄コード税目、7.名寄コード本番、8.通知書番号本番、9.通知書番号枝番、10.履歴番号、11.履歴区分、12.更正区分、13.登録年月日、14.更新年月日、15.更新時間、16.取消年月日、17.仮更新、18.職員番号、19.調定年度、20.調定期別、21.調定番号、22.賦課決定日、23.更正年月日、24.発布年月日、25.調定外、26.税率索引区分、27.一般課税あり、28.按分課税あり、29.区分予備、30.土地免税区分、31.家屋免税区分、32.償却免税区分、33.課税判定コード、34.人の減免入力区分、35.期別税額強制、36.土地免税判定課標、37.固土地課標、38.固土地軽減税額、39.固土地猶予税額、40.固土地免除税額、41.固土地条例減額税額、42.固土地減免税額物的、43.固土地減免税額人的、44.固土地減免税額合計、45.都土地課標、46.都土地軽減税額、47.都土地猶予税額、48.都土地免除税額、49.都土地条例減額税額、50.都土地減免税額物的、51.都土地減免税額人的、52.都土地減免税額合計、53.固按分親土地課標、54.固按分親土地軽減税額、55.固按分親土地猶予税額、56.固按分親土地免除税額、57.固按分親土地条例減額税額、58.固按分親土地減免税額物的、59.固按分親土地減免税額人的、60.固按分親土地減免税額合計、61.固按分子土地課標、62.固按分子土地減免税額人的、63.固按分子土地税額、64.都按分親土地課標、65.都按分親土地軽減税額、66.都按分親土地猶予税額、67.都按分親土地免除税額、68.都按分親土地条例減額税額、69.都按分親土地減免税額物的、70.都按分親土地減免税額人的、71.都按分親土地減免税額合計、72.都按分子土地課標、73.都按分子土地減免税額人的、74.都按分子土地税額、75.家屋免税判定課標、76.固家屋課標、77.固家屋軽減税額、78.固家屋猶予税額、79.固家屋免除税額、80.固家屋条例減額税額、81.固家屋減免税額物的、82.固家屋減免税額人的、83.固家屋減免税額合計、84.都家屋課標、85.都家屋軽減税額、86.都家屋猶予税額、87.都家屋免除税額、88.都家屋条例減額税額、89.都家屋減免税額物的、90.都家屋減免税額人的、91.都家屋減免税額合計、92.固按分親家屋課標、93.固按分親家屋軽減税額、94.固按分親家屋猶予税額、95.固按分親家屋免除税額、96.固按分親家屋条例減額税額、97.固按分親家屋減免税額物的、98.固按分親家屋減免税額人的、99.固按分親家屋減免税額合計、100.固按分子家屋課標、101.固按分子家屋減免税額人的、102.固按分子家屋税額、103.都按分親家屋課標、104.都按分親家屋軽減税額、105.都按分親家屋猶予税額、106.都按分親家屋免除税額、107.都按分親家屋条例減額税額、108.都按分親家屋減免税額物的、109.都按分親家屋減免税額人的、110.都按分親家屋減免税額合計、111.都按分子家屋課標、112.都按分子家屋減免税額人的、113.都按分子家屋税額、114.償却免税判定課標、115.償却課標、116.償却軽減税額、117.償却猶予税額、118.償却免除税額、119.償却条例減額税額、120.償却減免税額物的、121.償却減免税額人的、122.償却減免税額合計、123.償2課標、124.償2軽減税額、125.償2猶予税額、126.償2免除税額、127.償2条例減額税額、128.償2減免税額物的、129.償2減免税額人的、130.償2減免税額合計、131.按分親償却課標、132.按分親償却軽減税額、133.按分親償却猶予税額、134.按分親償却免除税額、135.按分親償却条例減額税額、136.按分親償却減免税額物的、137.按分親償却減免税額人的、138.按分親償却減免税額合計、139.按分子償却課標、140.按分子償却減免税額人的、141.按分子償却税額、142.按分親償2課標、143.按分親償2軽減税額、144.按分親償2猶予税額、145.按分親償2免除税額、146.按分親償2条例減額税額、147.按分親償2減免税額物的、148.按分親償2減免税額人的、149.按分親償2減免税額合計、150.按分子償2課標、151.按分子償2減免税額人的、152.按分子償2税額、153.固課標、154.固算出税額、155.固減免税額入力、156.固差引税額中間値1、157.固差引税額中間値2、158.固差引税額中間値3、159.固差引税額、160.固按分税額、161.固合計税額、162.都課標、163.都算出税額、164.都減免税額入力、165.都差引税額中間値1、166.都差引税額中間値2、167.都差引税額中間値3、168.都差引税額、169.都按分税額、170.都合計税額、171.年税額、172.前納報奨金、173.国保対象課税標準額、174.国保対象税額、175.第1期税額、176.第1期納期限、177.第2期税額、178.第2期納期限、179.第3期税額、180.第3期納期限、181.第4期税額、182.第4期納期限、183.随時01年度、184.随時01期別、185.随時01税額、186.随時01納期限、187.随時02年度、188.随時02期別、189.随時02税額、190.随時02納期限、191.随時03年度、192.随時03期別、193.随時03税額、194.随時03納期限、195.随時04年度、196.随時04期別、197.随時04税額、198.随時04納期限、199.随時05年度、200.随時05期別、201.随時05税額、202.随時05納期限、203.随時06年度、204.随時06期別、205.随時06税額、206.随時06納期限、207.随時07年度、208.随時07期別、209.随時07税額、210.随時07納期限、211.随時08年度、212.随時08期別、213.随時08税額、214.随時08納期限、215.随時09年度、216.随時09期別、217.随時09税額、218.随時09納期限、219.随時10年度、220.随時10期別、221.随時10税額、222.随時10納期限、223.随時11年度、224.随時11期別、225.随時11税額、226.随時11納期限、227.随時12年度

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手については、本人の個人番号カードまたは通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて八尾市の課税対象者と合致するかを確認する。 ・eLTAXシステムを利用しての納税義務者からの償却資産申告書、国税からの確定申告の情報は、国税連携やeLTAXの専用線を経由して入手する。 ・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。 ・固定資産税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、事務実施者ごとに特定個人情報の参照権限を割り当てる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	端末の立ち上げ時には生体認証による管理を行い、システムを利用する必要がある職員のユーザーIDに操作権限を割り当て、ユーザーIDとともにパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護 ・業務従事者名簿の事前提出 ・再委託の制限(再委託する場合は事前承認が必要) ・目的外利用の禁止 ・知り得た秘密の遺漏の禁止 ・情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写・複製の禁止 ・必要に応じ、業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法で認められている特定個人情報についてのみ「提供・移転」を行う。個人情報保護条例の規定に基づき情報の提供・移転を行う前に、利用の承認を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> ・個人情報保護に関する研修を実施している。 ・情報セキュリティに関する研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町1丁目1番1号 TEL 072-924-9861
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八尾市財政部資産税課 〒581-0003 大阪府八尾市本町1丁目1番1号 TEL 072-924-3823
②対応方法	問い合わせ受付の際、対応内容について、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施しない
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年7月
②方法	八尾市個人情報保護審議会で外部点検を受ける。
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	I 基本情報 6評価機関における担当部署 ②所属長の役職名	亀谷 健次	課長	事後	
令和2年7月31日	I 基本情報 2システム システム1 ③他のシステムとの接続	家屋評価システム	—	事後	
令和2年7月31日	I 基本情報 2システム システム3 ②システムの機能	—	5 情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	事後	
令和2年7月31日	II 概要 4委託 ①委託内容	一般社団法人地方税電子化協議会	一般社団法人地方税共同機構	事後	
令和2年7月31日	II 概要 5提供・移転 提供・移転の有無	4件	5件	事後	
令和2年7月31日	II 概要 移転先2 ④対象数	1万人以上10万人未満	1万人未満	事後	
令和2年7月31日	II 概要 移転先3 ④対象数	介護保険課/1万人以上10万人未満	高齢介護課/1万人未満	事後	
令和2年7月31日	II 概要 移転先4 ④対象数	1万人以上10万人未満	1万人未満	事後	
令和2年7月31日	II 概要 移転先5	—	住宅政策課	事後	
令和2年7月31日	IIIリスク対策 3使用 ユーザー認証管理	スマートカードによるパスワード管理	生体認証による管理	事後	
令和2年7月31日	V 評価実施手続1基礎①実施日	平成27年4月1日	令和2年5月22日	事後	
令和2年7月31日	V 評価実施手続 3第3者点検①実施日	平成27年5月29日	令和2年7月予定	事後	
令和3年7月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八尾市総務部市政情報課情報公開室	八尾市総務部総務課情報公開室	事後	
令和3年12月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携情報 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ③委託先名	TIS株式会社	株式会社 インテック	事後	

令和3年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～3	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和3年12月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	